別表七（一）付表三　記載要領

この表は、法人が令第113条第５項（控除未済欠損金額の計算に係る特例）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表七㈠の表中「資産の評価益の総額（別表十四（三）「13」）／資産の評価損の総額（別表十四（三）「24」）」を「資産の評価益の総額（別表十四（一）「13」）／資産の評価損の総額（別表十四（一）「24」）」に、「所得金額差引計（別表四「37の①」）」を「所得金額差引計（別表四「41の①」）」に、「民事再生等評価換えが行われる場合以外の場合の再生等欠損金の損金算入に関する明細書」を「民事再生等評価換えが行われる場合以外の場合の再生等欠損金の損金算入及び解散の場合の欠損金の損金算入に関する明細書」に、「所得金額（別表四「37の①」）－㉘」を「所得金額（別表四「41の①」）－㉘」に改め、同表の記載要領第11号中「除く。）」の次に「又は同条第３項の規定の適用を受ける場合」を加え、同記載要領に次の１号を加える。

5　「当期控除額（㉖、㉙と㉚のうち少ない金額）㉛」の欄は、法人が法第59条第３項の規定の適用を受ける場合には、「㉖、」を消すこと。

別表七の11の表を次のように改める。